

## 『一時支援金』申請に係る事前確認の実施について

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業主等を対象とした一時支援金のポータルサイトが開設されました。

詳細については下記の経済産業省のホームページをご覧ください。

経済産業省HP『一時支援金ポータルサイト』

[https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/ichiji_shien/index.html)

※申請にあたっては支援機関による事前確認を受ける必要がございます。当会では確認事務を会員事業所限定で行います。

※事前確認は営業実態と制度内容の理解を確認するものであり、申請を希望される事業所が給付対象であるかの判断は行いません。また、事前確認の完了をもって給付対象となることではございませんので、あらかじめポータルサイト等にて制度内容や申請要件を正しくご理解ください。

### 【手順】

1. 一時支援金事務局ホームページ <https://ichijishienkin.go.jp/> にて仮登録を行い、「申請ID」を取得して下さい。
2. 取得後ログインし、「マイページ」をプリントアウトしたものを商工会へFAXして下さい。FAXをお持ちでない場合は「マイページ」を開いた状態でお電話下さい。
3. 確認事務終了後、商工会から申請事務局へ確認済み通知の発行を行います。
4. 事前確認が終了したことが確認された後、本申請を「マイページ」にて行うことが可能となります。

※申請手続きにご不明点がある場合は、申請サポート会場（完全予約制）のご利用か、北本市商工会（完全予約制）をご利用ください。

### 《お問い合わせ》

一時支援金相談窓口 TEL 0120-211-240

IP電話からのお問い合わせ 03-6629-0479

8:30～19:00 土日祝日含む全日対応

### 《事前確認のお申込み》

北本市商工会 TEL 048-591-4461 FAX 048-591-4043